

松風会 介護福祉士実務者養成研修(通信課程)学則

(事業者の名称・所在地)

第 1 条 本研修は、次の事業者(以下、当法人という)が実施する。

社会福祉法人 松風会 山形県東置賜郡高島町大字高島 303 番地の 1

(目的)

第 2 条 介護福祉士国家試験の受験資格を得る研修を通じて、介護福祉士として必要な知識や技能を習得することで、地域福祉の担い手として貢献できる人材を育成し、広く地域福祉に貢献することを目的とする。

(実施課程及び形式)

第 3 条 前条の目的を達成するために、介護福祉士実務者研修事業(以下「研修」という。)を実施する。

- 2 本研修は添削課題による通信学習及び通学(面接授業)による講義、演習を組み合わせた学習方法とする。
- 3 受講期間は、9 か月とする。

(研修事業の名称)

第 4 条 研修事業の名称は次のとおりとする。

松風会 介護福祉士実務者養成研修(通信課程)

(研修会場)

第 5 条 講義及び演習会場は、次のとおりとする。

山形県東置賜郡高島町大字高島 303 番地の 1
特別養護老人ホームたかはた荘 会議室

(学年、学期及び休業日)

第 6 条 1 養成課程を学年及び学期とし、休業日は次のとおりとする。ただし、養成施設長が必要と認める場合は、休業日を変更することができる。

- (1) 夏季休業 8 月 12 日～8 月 15 日
- (2) 年末年始 12 月 29 日～1 月 3 日
- (3) 国民の祝日に関する法律に規定する日

(受講対象者)

第 7 条 受講の対象は、次の条件を満たす者とする。

- (1)介護福祉士の資格取得を目指している者
- (2)男女問わず、心身ともに健全である者
- (3)面接授業を受講可能な範囲に居住する者

(入学時期)

第 8 条 入学時期は、4 月 1 日とする。

(定員及び学級数)

第 9 条 受講定員は、1 学級の定員を 15 名、学級数は 1 学級とする。但し、開講条件は受講者 5 名以上とする。

(受講料)

第 10 条 本施設の受講料は、受講者のこれまでの介護に関する研修の受講状況に応じて次のとおりとする。(テキスト代は含まない。)

受講予定者の有する資格	受講料
無資格	135,000円
介護職員初任者研修修了	96,000円
生活援助従事者研修	123,000円
介護に関する入門的研修	129,000円
訪問介護養成研修 1 級課程修了	39,000円
訪問介護養成研修 2 級課程修了	96,000円
訪問介護養成研修 3 級課程修了	126,000円
介護職員基礎研修	25,000円
福祉系高校(H20 以前卒)、EPA ルート(介護過程Ⅲのみ受講)	25,000円

(受講申込手続き)

第 11 条 受講申込の手続きは、次のとおりとする。

- (1)当法人が定める受講申込書に必要事項を記載し、必要書類を添付して期日まで提出する。
また、有資格者は免除該当資格証の写しもあわせて提出する。
- (2)書類選考により受講予定者を決定後、受講者宛に受講決定通知書を発送する。
- (3)受講決定通知書を受け取った受講予定者は、指定の期日までに受講料を納入する。
- (4)当法人は受講料の納入を確認した後、教材一式を発送する。

(受講申込締切)

第 12 条 申込締切日は開講日の 2 週間前とする。但し、申込締切日以降でも、受講申込者が募集定員に達していない場合は、当法人の判断により申込みを受け付けることができるものとする。

(受講の決定)

第 13 条 受講予定者が受講決定通知書を受け取った後、受講料の納入の確認を持って受講の決定とする。

(受講の手続き)

第 14 条 受講料は受講決定通知到着後、原則 10 日以内に納入しなければならない。10 日以内に納入が確認できない場合は、当法人は受講辞退として取り扱うことができる。

(受講料の返還)

第 15 条 納入された受講料は、原則として返還しない。但し、当法人の都合で開講を取り止めた場合は受講料を返還する。

(受講生の本人確認)

第 16 条 受講生の本人確認は、受講申込書に公的な身分証明書(運転免許証等)の写しを添付する。

(研修カリキュラム)

第 17 条 本研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、別表 1 のとおりとする。

2 科目の免除は、別表 2 の科目免除一覧表のとおりとする。

(教職員の組織)

第 18 条 本研修を実施するにあたり、次の教職員を置く。

- (1) 養成施設の長 1 名
- (2) 専任教員 1 名
- (3) 介護過程Ⅲ、医療的ケア担当教員 若干名
- (4) 事務職員 1 名

(使用教材)

第 19 条 使用する教材は下記のとおりとする。

「介護職員等実務者研修(450 時間研修)テキスト第 1.2.3.4.5 巻」(中央法規出版)

(通信学習の実施方法)

第 20 条 通信学習の実施方法は、次のとおりとする。

(1)学習方法

受講生はテキストに沿って自己学習し、当法人の定める期日までに科目毎にレポートを提出する。

(2)評価方法

各レポート評価は 100 点満点中 70 点以上を合格とする。70 点未満の場合は再提出とし、合格するまで再提出する。

(3)個別学習への対応

個別学習の質問に関しては、任意の質問用紙にて受付し、担当講師が回答する。

(面接授業の実施方法)

第 21 条 面接授業は次の方法で実施する。

- (1)面接授業は指定された日に当法人の研修会場にて行う。出席を確認するため、受講者は印鑑を持参し、毎回出席簿に押印する。
 - (2)面接授業に出席するためには、当法人の定める期日までに通信学習を修了していることを条件とする。
 - (3)面接授業を安全に行うにあたり、感染症に感染している者、またはその疑いがある者は受講できないこととし、授業の実施時期を変更する。
- 2 面接授業の評価は、全日程に出席した者に対し、担当教員がその成績を評価する。
評価結果が認められない場合は、再評価を受け修得されたと認められることを条件とする。

(在籍期限)

第 22 条 受講生の在籍期限は 2 年を超えることはできない。

(休学及び復学)

第 23 条 休学及び復学の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 受講者が疾病、就業先の業務の事情等止むを得ない理由により、別に定める期間を継続して修学することが困難になった場合は、その理由を明らかにした休学願を提出し、本施設の許可を得るものとする。
- (2) 前項により休学が認められていた者が、復学しようとするときは、復学願を提出し、本施設の許可を得るものとする。

(退学処分及び賞罰)

第 24 条 受講者が次の各号に該当した場合は、退学とすることができる。また、養成施設長が退学処

分を決定したものは、その決定に従うものとする。なお、受講料の未納分がある場合は、退学の日まで全額納入しなければならない。

- (1) 受講にあたって提出した書類の虚偽記載等があった者
- (2) 学習意欲に欠け、修了の見込みがないと認められる者
- (3) 学習態度が悪くカリキュラムの進行を妨げる者で、再三の指導にも関わらず、これに従わない者
- (4) 面接授業において、遅刻・早退を繰り返す等出席不良の者
- (5) 在籍期限を超過した者
- (6) その他本研修の受講生として著しく不適切な言動が認められる者

- 2 前項の事由によって、養成施設の長が退学処分を決定した者は、その決定に従うものとする。この場合、受講料については原則返金しない。

(欠席者の取扱い)

第 25 条 面接授業の場合において、授業開始から 10 分以上遅れた場合は欠席とする。また、止むを得ず欠席する場合は、欠席届を提出するものとする。欠席した場合は第 26 条に規定する補講を受講しなければならない。なお、面接授業が 3 分の 2 以上の出席に達しない者及び医療的ケアの演習の所定回数を満たしていない者は、履修認定しないととする。

(補講)

第 26 条 面接授業を欠席した場合は、有料にて補講を受講するか、または次回の研修で当該授業を受講することにより修了する。

- 2 有料にて補講を受講する場合は、講義 1 時間につき 5,000 円とする。

(修了認定方法)

第 27 条 研修修了の認定方法については次のとおりとする。

指定されたカリキュラムを全て履修し、各科目ごとに①事前通信学習、②演習中レポート及び実技修得状況・理解、③受講態度を総合的に評価して判断する。

評価基準(100 点満点)

A: 85 点以上

B: 70~84 点

C: 60~69 点

D: 59 点以下

以上の 4 段階で評価し、B 以上の評価の受講生が修了者として認められる。

- 2 医療的ケア(演習)の評価については、厚生労働省通知「喀痰吸引等研修実施要項」に準じて評価する。

(修了証明書等の交付)

第 28 条 修了を認定された者は、当法人において修了証明書を交付する。

- 2 修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再交付を行うことができる。但し、再交付手数料として1,000円(消費税込)を申し受けるものとし、受け取りは原則本人が当法人に来訪するものとする。

(個人情報の保護)

第 29 条 当法人が知り得た受講予定者及び受講生に関する個人情報は、当法人に定める個人情報保護規定に基づき、適切に取り扱うこととする。また、受講生は受講中に知り得た個人情報を他に口外してはならない。

(その他研修に係る留意事項)

第 30 条 天災その他やむを得ない事情により、研修の実施が困難と判断した場合には、研修の中止または延期の措置をとることとする。この場合、新たな日程を設定する等、受講者の不利益にならない最善の措置を講ずるものとする。

(その他の事項)

第 31 条 この学則に定めがない事項で必要があると認められるときは、別に定める。

(附則)

この学則は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。